



現行と改定後の上水道料金比較

消費税込
平成23年4月1日改定

【八日市地区・五個荘地区】

口径	地区	基本水量		基本料金		超過料金 (1m ³ につき)		メーター 使用料	
		現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
13mm	八日市	0~10m ³	0~10m ³	1,350円	1,550円	135円	155円	—	60円
	五個荘	0~10m ³		1,470円		157円			
20mm	八日市	0~15m ³	0~15m ³	2,025円	2,325円	135円	155円	—	100円
	五個荘	0~30m ³		5,040円		168円			
25mm	八日市	0~30m ³	0~30m ³	4,800円	5,220円	160円	170円	—	150円
	五個荘	0~50m ³		8,925円		168円			
30mm	八日市	0~50m ³	0~50m ³	8,000円	8,700円	160円	170円	—	—
	五個荘	—		—		—			
40mm	八日市	0~80m ³	0~100m ³	12,800円	17,400円	160円	170円	—	500円
	五個荘	0~100m ³		17,850円		168円			
50mm	八日市	0~100m ³	0~150m ³	16,000円	26,100円	160円	170円	—	1,000円
	五個荘	0~200m ³		35,700円		168円			
75mm	八日市	0~300m ³	0~300m ³	48,000円	52,200円	160円	170円	—	1,400円
	五個荘	0~500m ³		89,250円		168円			
100mm	八日市	0~500m ³	0~500m ³	80,000円	87,000円	160円	170円	—	2,000円
	五個荘	0~1000m ³		178,500円		168円			
浴場用	八日市	0~50m ³	0~50m ³	5,775円	5,775円	105円	105円	—	—
	五個荘	—		—		—			
		現行				改定後			
臨時用	八日市	1m ³ につき262円				1,650円+(使用水量×350円)			
	五個荘	口径の倍額の基本料金+(使用水量×525円)							

【能登川地区・蒲生地区】

口径	地区	基本水量		基本料金		超過料金 (1m ³ につき)	
		現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
13mm	能登川	0~10m ³	0~10m ³	1,890円	1,840円	178円	175円
	蒲生	0~10m ³		1,890円		189円	
20mm	能登川	0~15m ³	0~15m ³	2,887円	2,760円	178円	175円
	蒲生	0~20m ³		3,780円		189円	
25mm	能登川	0~20m ³	0~20m ³	3,832円	3,832円	178円	178円
	蒲生	0~40m ³		7,560円		189円	
30mm	能登川	—	0~50m ³	—	9,450円	—	178円
	蒲生	—		—		—	
40mm	能登川	0~100m ³	0~100m ³	18,900円	18,900円	178円	178円
	蒲生	0~100m ³		18,900円		189円	
50mm	能登川	0~110m ³	0~110m ³	21,000円	21,000円	178円	178円
	蒲生	0~150m ³		28,350円		189円	
75mm	能登川	0~150m ³	0~150m ³	28,665円	28,665円	178円	178円
	蒲生	0~330m ³		62,370円		189円	
100mm	能登川	—	0~300m ³	—	56,700円	—	178円
	蒲生	—		—		—	
浴場用	能登川	—	0~50m ³	—	5,775円	—	105円
	蒲生	—		—		—	
		現行				改定後	
臨時用	能登川	1m ³ につき367円				1,650円+(使用水量×350円)	
	蒲生	1m ³ につき504円					

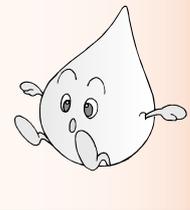
※いずれの地区も、平成23年4月検針から翌5月検針の間に開始・休止された場合は、新料金となります。

市の上水道事業は、八日市・五個荘・能登川・蒲生地区で、みなさんの水道料金によって運営されています。しかし、近年の人口減少

などによる水需要の伸び悩みから赤字経営が続き、平成21年度末で約7億5千万円の累積赤字が生じています。また、施設は40年近く

八日市・五個荘・能登川・蒲生地区の上水道料金が変わります

平成23年5月納入分(5月検針分)から適用



経過し、更新を含めた整備や耐震化の計画を進めるためには、多額の財源が必要です。今日まで、人件費削減などの経営

改善に取り組んできましたが、経営健全化と地区ごとに異なる料金の統一に向けて、料金を改定させていただきます。利用者のみなさんにはご負担をおかけしますが、今後も一層の経営努力を図り、安全で安定した水の供給に努めますので、ご理解を

お願いいたします。

◆改定内容

◎八日市地区と五個荘地区、能登川地区と蒲生地区の料金を、それぞれ統一。

◎五個荘地区のメーター使用料の廃止。

◎口径30ミリメートルを五個荘・能登川・蒲生地区に、口径100ミリメートルを能登川・蒲生地区にそれぞれ追加。

◎浴場用および臨時用料金を統一。

水道課
☎0748-2212061
IP0505180112061



平成23年5月算定分から

公共下水道使用料が変わります

下水道使用料は、下水道施設の維持管理に必要な経費のほか、借入金返済などに充てるため、利用者みなさんにご負担いただいています。しかし、現在の使用料体系では必要経費の一部しか賄えず、今後の健全な下水道経営を推進するため、今回、使用料を改定させていただきます。

利用者みなさんにはご負担をおかけしますが、今後も事業の効率化により、経費の節減を図るとともに、適正な維持管理に努め、一層の経営努力を図ってまいりますので、ご理解を願います。



下水道課
☎0748-24-5665
IP0505-801-5665

東近江市明るい選挙サポーターを募集します

東近江市選挙管理委員会では、市内の若者の政治や選挙についての関心を高めるために、選挙に関する事務や啓発活動に携わる「明るい選挙サポーター」を募集します。

★活動内容

①期日前投票立会人
期日前投票所で、投票事務が公正に行われるよう立ち会います。
期間 選挙の公示(告示)日の翌日から投票日前日まで(1日でも可)
時間 午前8時15分～午後8時15分
場所 市役所本庁および各支所
報酬 1日 9,500円
※直近では、4月10日(日)執行の滋賀県議会議員一般選挙の期日前投票が、4月2日(出)～9日(出)に行われます。(応募多数の場合は抽選)
②啓発活動
選挙時の街頭啓発(啓発物品の配布など)を行います。
時間 街頭啓発の場合は投票日の数日前に1時間程度
場所 市内の商業施設など
報酬 無し
対満20歳から30歳までの市民
申2月28日(月)まで(申込書は事務局で配布します。また、市ホームページでもダウンロードできます)
申開選挙管理委員会事務局
☎0748-24-5600
IP0505-801-5600

現行と改定後の下水道使用料比較

消費税込
平成23年4月1日改定

排水区分	排水量	料金(現行)	料金(改定後)
一般排水	10m ³ まで(基本料金)	1,050円	1,260円
	11～20m ³	1m ³ につき126円	1m ³ につき152円
	21～40m ³	136円	162円
	41～100m ³	147円	173円
	101～500m ³	157円	184円
特定排水(※)	501m ³ 以上	168円	194円
公衆浴場排水	751m ³ 以上	189円	205円
	300m ³ まで(基本料金)	10,500円	12,600円
	301m ³ 以上	1m ³ につき52円	1m ³ につき52円

※特定排水…工場、事業所などからの排水のうち、1か月当たりの排水量が750m³を超えるもの。

国民年金

将来への橋わたし

国民年金保険料の納付は

口座振替がおトクです

国民年金保険料の納付には、口座振替をご利用になれます。口座振替では、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。



また口座振替には、当月分保険料を当月末に引き落としさせていただきます。これにより、月々50円割引される「早割制度」や、現金納付よりも割引額が多い「6か月前納」「1年前納」もあり、大変お得です。

口座振替を希望される人は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

問 保険年金課
☎0748-24-5631
IP0505-801-5631

2/20(日) 家族ふれあいサンデー



高校生以下の子どもを含む家族は、「ふれあいカード」持参で、下記利用が無料です。

- 八日市大風会館 ●探検の殿堂(※南極体験ゾーンは休止)
 - 近江商人博物館 ●野口謙蔵記念館 ●ふれあい運動公園
 - バターゴルフ場 ●蒲生緑のひろば ●ひばり公園
 - パークゴルフ場 ●湖東プール ●おくの運動公園 軽運動室
 - 能登川スポーツセンター 武道館 ●ちょこっとバス
- 問 生涯学習課 ☎0748-24-5672 IP0505-801-5672



区分	東近江市		国
	自転車	自動車など	
交通用具利用者	0円	0円	0円
2km未満	0円	0円	0円
2km以上5km未満	2,300円	4,100円	2,000円
5km以上10km未満	4,400円	6,000円	4,100円
10km以上15km未満	6,600円	7,900円	6,500円
15km以上20km未満	8,900円	10,100円	8,900円
20km以上25km未満	8,900円	12,500円	11,300円
25km以上30km未満	8,900円	14,900円	13,700円
30km以上35km未満	8,900円	17,300円	16,100円
35km以上40km未満	8,900円	19,700円	18,500円
40km以上45km未満	8,900円	22,100円	20,900円
45km以上50km未満	8,900円	22,800円	21,800円
50km以上55km未満	8,900円	23,500円	22,700円
55km以上60km未満	8,900円	24,400円	23,600円
60km以上	8,900円	25,300円	24,500円
交通機関利用者(支給限度額)	55,000円	同じ	

9 特別職の報酬など(平成23年1月1日現在)

区分	給与月額	期末手当
市長	720,000円	(平成22年度支給割合) 6月期 1.25月分 12月期 1.35月分 合計 2.60月分
副市長	675,000円	
議長	414,000円	
副議長	351,000円	
議員	333,000円	

8 定員

ア. 部門別職員数 (各年4月1日現在)

区分	職員数(人)	対前年増減数(人)	主な増減理由
一般行政部門			
議会	6	6	0
総務企画	196	186	△10
税務	60	62	2
民生	202	203	1
衛生	68	69	1
労働	3	3	0
農林水産	58	54	△4
商工	11	11	0
土木	73	74	1
小計	677	668	△9
特別行政部門			
教育	265	252	△13
小計	265	252	△13
普通会計計	942	920	△22
公営企業等会計部門			
病院	179	167	△12
水道	21	21	0
下水道	28	29	1
その他	50	50	0
小計	278	267	△11
合計	1,220	1,187	△33

イ. 年齢別職員構成 (平成22年4月1日現在)

20歳未満	1人	28歳～31歳	81人	40歳～43歳	109人	52歳～55歳	193人
20歳～23歳	24人	32歳～35歳	107人	44歳～47歳	125人	56歳～59歳	131人
24歳～27歳	58人	36歳～39歳	152人	48歳～51歳	197人	60歳以上	9人
合計							1,187人

*職員数は一般職に属する職員数。地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除く。



確定申告(医療費控除)の前に

高額療養費の申請はお済みですか

問 保険年金課 ☎ 0748-24-5631
IP 0505-801-5631

国民健康保険の高額療養費は、1か月ごと(月の1日から月末まで)の診療にかかる自己負担額が高額になった場合、申請することによりその一部をお返しの制度です。保険年金課または支所市民生活グループで手続きしてください。

- ★届出に必要なもの ● 国民健康保険証
- 領収書原本 ● 振込先口座のわかるもの

高額療養費の注意点

- ◆同じ月に同じ医療機関で受けた医療費の自己負担額が、自己負担限度額を超えた場合にその超えた金額をお返しします。ただし、70歳以上の人は同じ月に支払った自己負担額(同じ医療機関でなくても可)をあわせて、自己負担限度額を超えた場合にその超えた金額をお返しします。
- ◆保険適用のない治療費、入院中の食事代の自己負担額や室料は支給対象となりません。
- ◆1つの国保世帯で、同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合には、それらを合算し世帯の限度額を適用します。
- ◆同じ世帯に70歳以上の人と70歳未満の人がいる場合は、まず70歳以上の限度額を適用し、その後残る負担と70歳未満の21,000円以上の自己負担をあわせて70歳未満の世帯限度額を適用します。
- ◆同じ世帯でも、違う健康保険に加入されている人の医療費は合算できません。

◆70歳以上の人(長寿医療対象者を除く)の自己負担限度額

負担割合	所得区分	個人毎の外來限度額	世帯で入院+外來の場合
1割	一般	12,000円	44,400円
	低所得Ⅱ(※1)	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ(※2)		15,000円
3割	一定以上の所得者	44,400円	80,100円+α α=(医療費-267,000円)×1%(※3)

- ※1: 世帯全員が市民税非課税の場合。
- ※2: 世帯全員が市民税非課税で、全員のそれぞれの所得から必要経費と控除を差し引くと0円になる場合。年金収入のみの場合は、年金収入金額が80万円以下。
- ※3: 過去12か月に一世帯で支給が4回以上の場合(多数該当)、4回目以降は44,400円。

◆70歳未満の人の自己負担限度額

所得区分	医療費の自己負担限度額(月額)	※5
一般	80,100円+α α=(医療費-267,000円)×1%	44,400円
上位所得者(※4)	150,000円+β β=(医療費-500,000円)×1%	83,400円
市民税非課税世帯	35,400円	24,600円

- ※4: 国民健康保険料算定の基礎となる基礎控除後の総所得額が600万円を越える世帯および、所得の申告をしていない人。
- ※5: 過去12か月に一世帯で4回以上高額療養費の支給を受けた場合(多数該当)の4回目以降の限度額。





職員給与などの状況

市民のみなさんに市職員の給与などについて知っていただくため、その状況を公表します。

☎職員課 ☎0748-24-5601
IP 0505-801-5601

3 職員の平均給料月額と平均年齢 (平成22年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
東近江市	345,600円	44.8歳	285,300円	51.2歳
国	325,579円	41.9歳	284,514円	49.3歳

5 職員の初任給 (平成22年4月1日現在)

区分	職別	決定初任給		採用2年経過日給料	
		大学卒	高校卒	大学卒	高校卒
東近江市	大学卒	178,800円	144,500円	190,300円	154,400円
	高校卒				
国	大学卒	I種:181,200円 II種:172,200円		I種:194,600円 II種:180,600円	
	高校卒		140,100円		145,900円

*大学卒のI種・II種は、国家公務員採用試験の区分。

7 職員手当 (平成23年1月1日現在)

区分	東近江市			国
	(22年度支給割合)	期末手当	勤勉手当	
期末手当 勤勉手当	6月期	1.25月分	0.70月分	同じ
	12月期	1.35月分	0.65月分	
	計	2.60月分	1.35月分	
	職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり			

区分	東近江市			国
	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
退職手当 (21年度)	勤続20年	23.50月分	30.55月分	同じ
	同 25年	33.50月分	41.34月分	
	同 35年	47.50月分	59.28月分	
	最高限度	59.28月分	59.28月分	
	定年前早期退職特例措置による2~20%加算あり			

区分	20年度		21年度	
	支給総額	職員一人当たり平均支給年額	276,226千円	218,197千円
時間外勤務手当		221千円		212千円

1 人件費 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率B/A	20年度人件費率
21年度	114,054人 (H22.3.31現在)	45,879,826千円	1,153,207千円	8,117,953千円	17.69%	21.41%

*人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含む。

2 職員給与費 (普通会計予算)

区分	職員数A	給与費				一人当たり給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
22年度	923人	3,657,411千円	641,427千円	1,451,866千円	5,750,704千円	6,230千円

*職員手当には退職手当を含まない。給与費は、当初予算に計上された額。

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 (平成22年4月1日現在)

区分	経験年数	平均給料月額	区分	経験年数	平均給料月額
一般行政職	10年	280,000円	一般行政職	10年	240,900円
	15年	321,600円		15年	292,500円
	20年	361,800円		20年	318,900円

6 一般行政職の級別職員数 (平成22年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主査主任	副主幹専門員	主幹副参事	次長課長	部長	
職員数	36人	42人	185人	119人	116人	117人	11人	626人
構成比	5.8%	6.7%	29.6%	19.0%	18.5%	18.7%	1.7%	100.0%
1年前	5.4%	7.4%	29.1%	18.7%	21.2%	16.2%	2.0%	100.0%

*本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数。

*標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名。

種類	東近江市	国
扶養手当	配偶者 13,000円、扶養親族 6,500円	同じ
	配偶者のない職員の扶養親族1人目のみ 11,000円	
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	
住居手当	借家、借間(支給限度額) 27,000円	同じ
	持家にかかる手当 支給なし	

区分	全職種	
	職員全体に占める手当支給職員の割合	15.7%
特殊勤務手当 (21年度)	支給対象職員一人当たり平均支給年額	414,000円
	手当の種類(手当数)	21
	支給額の多い手当=医師調整手当 多くの職員に支給されている手当=夜間看護手当	
地域手当 (21年度)	支給実績	112,680千円
	支給対象職員一人当たり平均支給年額	122,213円
	支給対象地域/支給率	東近江市内/3.0%
支給対象職員数	922人	

*地域手当は平成22年度から支給していない。